## 土地等売買等届出書記載要領

(内閣府共通意見等登録システム用)

内閣府政策統括官(重要土地担当)

項番	届出事項	記載内容
1	年月日	〇 提出年月日を記載すること。この場合の「提出年月日」は、郵送
		の場合には届出書を発送する日、オンラインの場合にはオンライ
		ンで届出情報を送信した日とする。
2	住所(都道府県)	〇 届出者又は当事者の住所がある都道府県をプルダウンより選択
		すること。
		〇 届出者又は当事者の住所が外国の場合には、プルダウンより「国
		外」を選択すること。
	住所 (市町村以下)	〇 丁目・番地・号まで入力すること。
		〇 法人にあっては、本店又は主たる事務所の所在地を入力するこ
		と。
		〇 届出者又は当事者の住所が外国の場合は、当該欄に国名から入
		カすること。
		〇 外国の住所表記については、カタカナ、漢字又はアルファベット
		のいずれかにより入力すること。
		【留意事項】
		〇 土地又は建物が共有である場合には、オンラインにより提出す
	- n	ることができないため、郵送(書面)により提出すること。
3	氏名 	〇 法人にあっては、その名称及び代表者の氏名を入力すること。
		〇 共有者の一部の者がその者の有する持分のみを移転する契約を - ************************************
		締結する場合(以下、「共有持分の移転」という。)には、当該契約   の出事者についてのなる力まることは、持分を移転しない他の共
		の当事者についてのみ入力することし、持分を移転しない他の共 有者について入力することを要しない。
		「何句についてスカッることを安じない。   ○ 外国人にあっては、カタカナ、漢字又はアルファベットのいずれ
		かにより入力すること。また、通称名の入力も可とする。
		<ul><li>○ 外国法人にあっては、カタカナ、漢字又はアルファベットのいず</li></ul>
		れかにより入力すること。
		【留意事項】
		   ○ 土地又は建物が共有である場合には、オンラインにより提出す
		ることができないため、郵送(書面)により提出すること。
4	国籍等	〇 国名(国に該当しない場合は地域名)を入力すること。なお、日
		本国籍を有する者にあっては、「日本」と入力すること。
		〇 法人にあっては、その設立に当たって準拠した法令を制定した
		国を入力すること。
5	府令第5条第1項第	〇 譲受け予定者等が、法人であって、
	2号該当性	<ul><li>次のアからウまでに掲げる者がその代表者であるもの</li></ul>

	Γ	
		<ul><li>次のアからウまでに掲げる者がその役員の過半数を占めるも</li></ul>
		Ø.
		<ul><li>次のアからウまでに掲げる者がその議決権の過半数を占める</li></ul>
		もの
		のいずれかに該当する場合は、「該当」にチェックし、該当しない
		場合は、「非該当」にチェックすること。
		ア 日本の国籍を有しない人
		イ 外国政府、外国の公共団体、外国の公共団体に準ずるもの、
		外国政府の代表者、外国の公共団体の代表者、外国の公共団体
		に準ずるものの代表者
		ウ 外国の法令に基づいて設立された法人
6	連絡先(メールアド	○ 連絡先は、電話番号·メールアドレス等、届出者と確実に連絡を
	レス又は電話番号)	取ることができるものを入力すること。
		〇 法人にあっては、担当者の電話番号又はメールアドレスを入力
		すること。
		【留意事項】
		〇 届出の対象となる契約の当事者以外の者が届出を行う場合に
		は、オンラインにより提出することができないため、郵送(書面)
		により提出すること。
	連絡先(担当者氏名)	〇 法人にあっては、担当者の氏名を入力すること。
7	物件の種別	〇 該当する物件の種別をチェックすること。
	所在 (都道府県)	〇 土地等売買等契約の対象となる土地等が所在する都道府県名を
		プルダウンより選択すること。
	所在 (市町村以下)	〇 登記事項証明書(登記簿謄本)等を参照し、所在(市町村以下)
		及び地番又は家屋番号を入力すること。
		〇 住居表示実施地区にあっても、地番を入力すること。
		【留意事項】
		〇 届出の対象となる土地又は建物が複数ある場合は、オンライン
		により提出することができないため、郵送(書面)により提出する
		こと。
8	面積(床面積)	〇 土地にあっては登記事項証明書等に記録された地積を入力する
		こと。
		〇 建物にあっては登記事項証明書等に記録された床面積を入力
1	1	
		し、建物が複数の階層を有する場合にあっては登記事項証明書等
		し、建物が複数の階層を有する場合にあっては登記事項証明書等 に記録された各階の床面積の合計を入力すること。

		<u></u>
		された主である建物の床面積と附属建物の床面積の合計を入力す
		ること。
		〇 届出する時点で、土地又は建物に係る最新の実測面積を把握し
		ており、登記事項証明書等に記録された面積と当該実測面積が異
		なる場合には、当該実測面積を入力すること。
		〇 一筆の土地の一部を取引する場合には、当該一部に係る地積を
		入力すること。
		〇 共有持分の移転の場合には、その土地又は建物の全体の面積に
		当該共有持分の割合を乗じて得た面積を入力すること。
		〇 区分所有建物(マンション等)については、専有部分の床面積を
		入力すること(共用部分の床面積は合算しない)。この場合の土地
		の地積については、区分所有建物(マンション等)が建っている土
		地(敷地)全体の地積に、専有部分に係る敷地権の割合を乗じて得
		た地積が 200 平方メートル以上の場合に、その地積を入力するこ
		ے ۔
		【留意事項】
		〇 届出の対象となる土地又は建物が複数ある場合にあっては、上
		記7.を参照のこと。
9	利用の現況	〇 土地にあっては登記事項証明書等に記録された地目(田、畑、宅
		地、山林等)を、建物にあっては登記事項証明書等に記録された種
		類(居宅、店舗、共同住宅、事務所等)を基に、土地又は建物の利
		用の現況を端的に入力すること。
		〇 土地又は建物の利用の現況が、登記事項証明書等に記録された
		地目又は種類と異なる場合には、利用の実態に即して、利用の現況
		を端的に入力すること。
10	所有権等の種別	〇 届出の対象となる権利が所有権である場合には、「所有権の移
		転」にチェックすること。
		〇 届出の対象となる権利が所有権の取得を目的とする買戻権又は
		予約完結権である場合には、該当するチェックボックスをチェッ
		クすること。
11	所有権等の内容	〇 共有持分の移転の場合には、「所有権等の種別」欄の「所有権の
		移転」にチェックした上、「所有権等の内容」欄に持分割合を「〇
		分の〇」のように入力すること。
		〇 買戻権について、買戻し期間の定めがあるときは、「所有権の種
		別」欄の「買戻権の設定」にチェックした上、当該期間を「所有権
		等の内容」欄に「令和〇年〇月から〇年間」のように入力すること。

		〇 予約完結権について、売買の予定時期、期限又は条件があるとき
		は、「所有権の種別」欄の「予約完結権の設定」にチェックした上、
		「予定時期:令和〇年〇月、条件:〇〇〇〇」のように入力するこ
		と。
12	利用目的	〇 権利の移転又は設定後における土地又は建物の利用目的につい
		ては、次の例を参考として、その土地又は建物の利用目的に即して
		端的に入力すること。なお、この欄は、原則として、讓受け予定者
		等が入力すること。
		(例)
		・土地:宅地、商業施設用地(会社事務所、店舗等の敷地)、生産施
		設用地(工場、資材置場、倉庫等の敷地)、田・畑、山林、原野又
		は雑種地等
		•建物:居宅、商業施設(事務所、店舗等)、生産施設(工場、資材
		置場、倉庫等)、別荘、林業用施設、農業用施設、畜産業用施設、
		水産業用施設、駐車場等
		〇 具体的な利用目的(計画)がない場合でも空欄とはせず、「現況
		保有」と入力すること。
13	契約予定日(契約が	〇 土地等売買等契約を締結する予定の年月日(又は土地等売買等
	成立した日)	契約が成立した年月日)を所定の欄ごとに入力すること。
13		<ul> <li>(例)</li> <li>・土地:宅地、商業施設用地(会社事務所、店舗等の敷地)、生産設用地(工場、資材置場、倉庫等の敷地)、田・畑、山林、原野は雑種地等</li> <li>・建物:居宅、商業施設(事務所、店舗等)、生産施設(工場、資置場、倉庫等)、別荘、林業用施設、農業用施設、畜産業用施設水産業用施設、駐車場等</li> <li>〇 具体的な利用目的(計画)がない場合でも空欄とはせず、「現保有」と入力すること。</li> <li>〇 土地等売買等契約を締結する予定の年月日(又は土地等売買</li> </ul>

※いずれの入力事項についても、その記載事項を疎明するための資料の添付は必要ありません。